

藤沢市地球温暖化対策実行計画

～重点施策アクションプラン 2030～

初期草案①

<第1章>

2050年ゼロカーボン実現を目指した

2030年度までの重点施策アクションプラン

2026年（令和8年）1月

藤沢市地球温暖化対策実行計画 ～重点施策アクションプラン 2030～

目次

第1章 中間見直しの背景と基本的な考え方	1
1-1 藤沢市地球温暖化対策実行計画について	1
1-2 基本的事項	3
1-3 地球温暖化対策に関する動向	5
1-4 気候変動を巡る本市の動向	10
第2章 重点施策	16
2-1 重点施策の考え方	16
2-2 重点施策1	18
2-3 重点施策2	20
2-4 重点施策3	22
2-5 ピックアップ施策	25
第3章 本プランの推進・進行管理	28
3-1 推進体制	28
3-2 進行管理	31
参考資料	32

第1章 中間見直しの背景と基本的な考え方

1-1 藤沢市地球温暖化対策実行計画について

2022年（令和4年）3月に策定した藤沢市地球温暖化対策実行計画では、国の目標及び2021年（令和3年）2月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、計画の期間及び目標を下記のとおり定めています。



温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度目標

2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を
2013年度（平成25年度）比で46%削減

中期（2040年度）目標

2040年度（令和22年度）における温室効果ガス排出量を
2013年度（平成25年度）比で75%削減

長期（2050年）目標

2050年（令和32年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロ

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組として、下記のとおり4つの基本方針を定め、基本方針ごとに主要施策を設定しています。なお、現行計画における取組体系は、現行計画の計画期間である2030年度（令和12年度）まで継続して推進していきます。

取組体系

基本方針1 省エネルギー対策の推進

主要施策

- ・ 市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進
- ・ 協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進
- ・ 省エネ設備等の導入促進



基本方針2 エネルギーの地産地消

主要施策

- ・ 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消
- ・ 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり



基本方針3 環境にやさしい都市システムの構築

主要施策

- ・ 環境にやさしい移動手段の促進
- ・ 緑化の推進
- ・ 農地の保全



基本方針4 循環型社会の形成

主要施策

- ・ ごみの減量化・再資源化の推進
- ・ 循環型社会形成への意識の醸成
- ・ 雨水の利活用



1-2 基本的事項

(1) 藤沢市地球温暖化対策実行計画中間見直しの背景と目的

本市では、2010年度（平成22年度）に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明、2022年（令和4年）3月に2030年度（令和12年度）を目標年度とする同計画の改定を行い、「藤沢市環境基本計画」の総合環境像に掲げている「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現に向けて、地球温暖化対策の取組を着実に進めてきました。

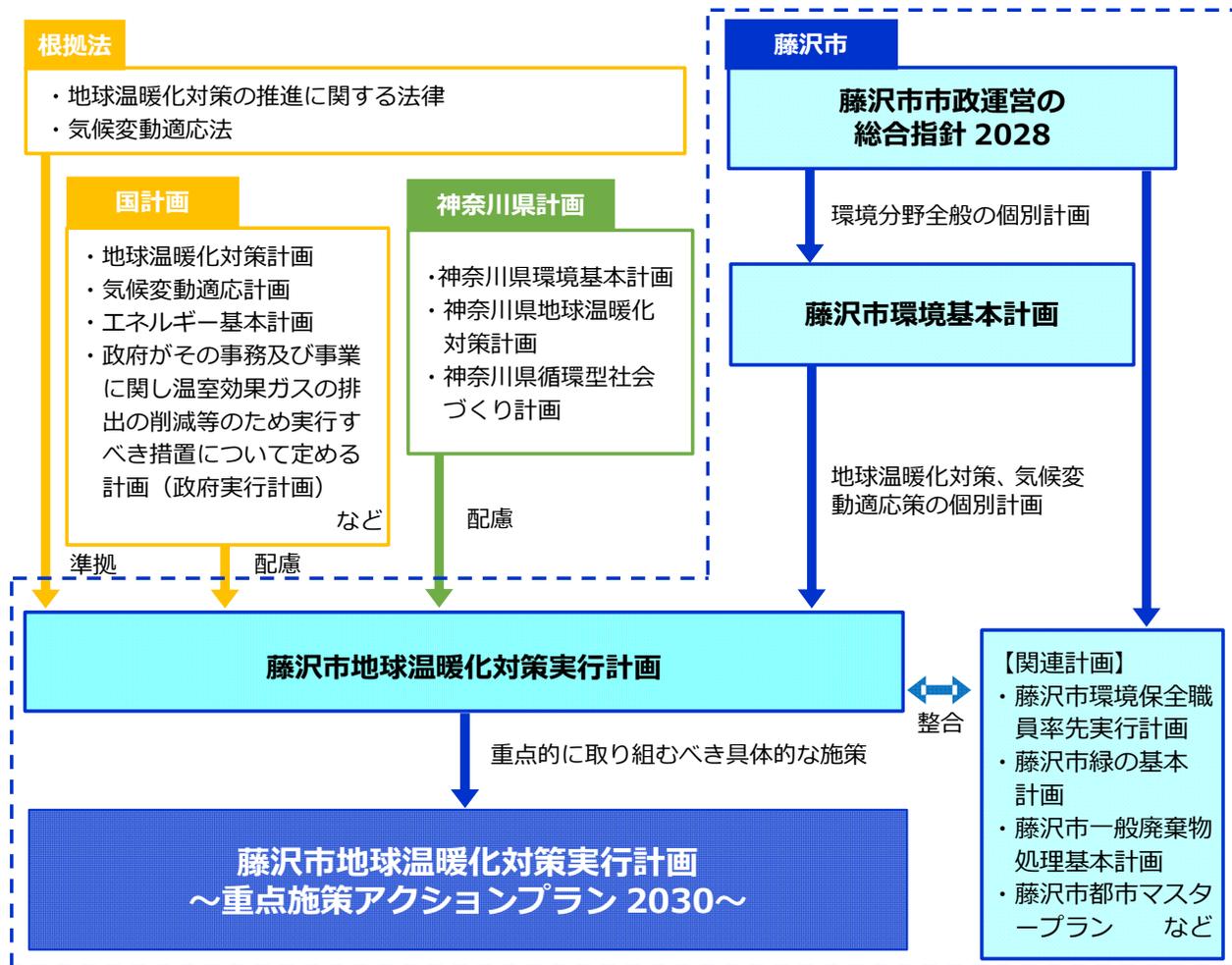
計画改定から5年の間に、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応などの課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

この度、藤沢市地球温暖化対策実行計画が計画期間の中間の時期であることから、国内外の社会情勢や新たな課題へ対応するため、「藤沢市地球温暖化対策実行計画～重点施策アクションプラン 2030～」（以下「本プラン」という。）を策定しました。

本プランは、本市の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」第5章で定めた「温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」をより強力に推進するために、市民・事業者・行政が重点的に取り組むべき具体的な施策（重点施策）を定めたものです。

施策に基づく取組の推進に当たっては、国や県が進める地球温暖化対策に配慮しつつ、本市の「藤沢市市政運営の総合指針 2028」及び「藤沢市環境基本計画」をはじめとする本市の各種事業計画との整合・連携を図っていきます。

■ 本プランの位置付け



(2) 対象期間と目標年度

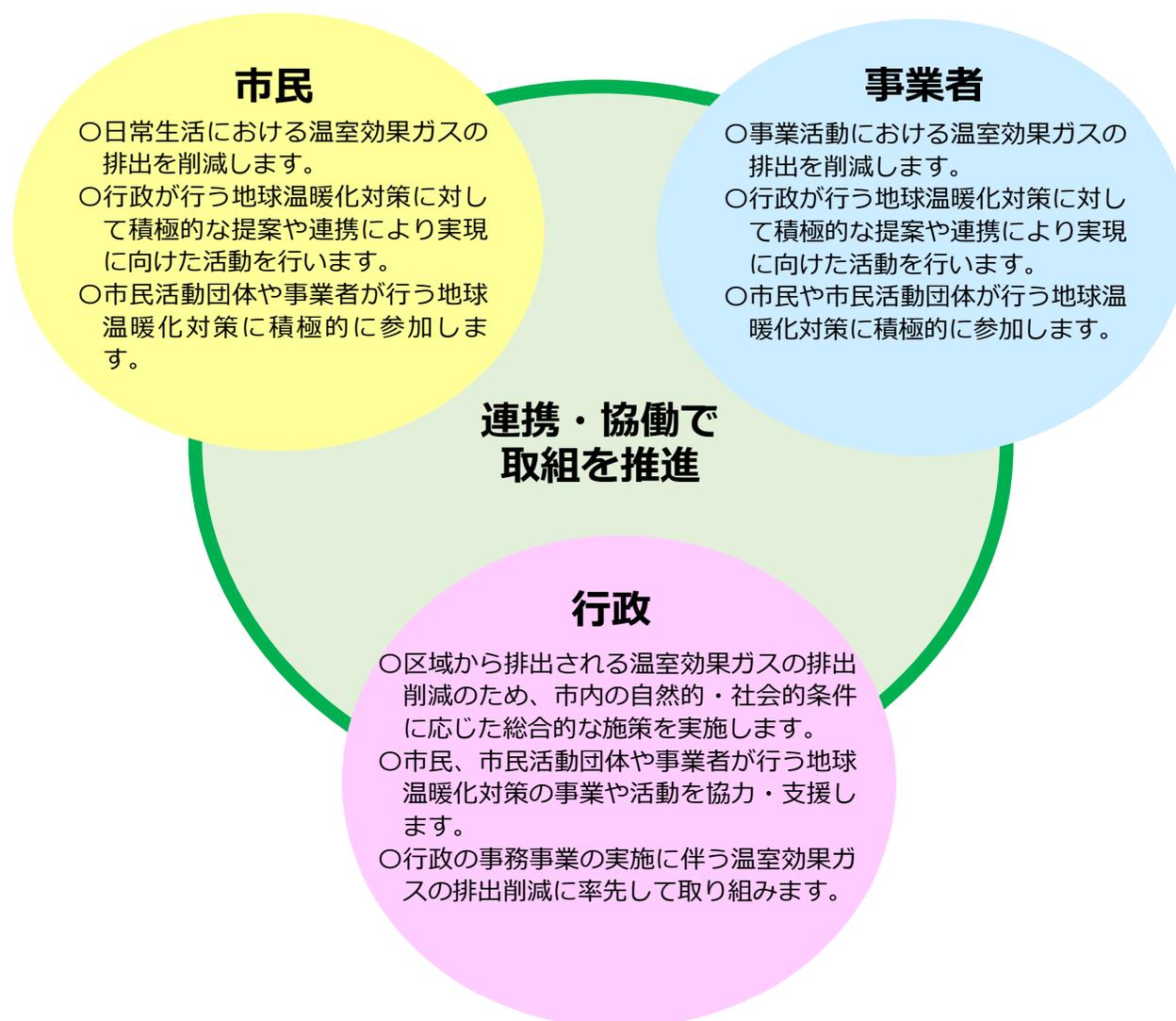
本プランの対象期間は 2027 年度（令和 9 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 4 年間とします。

また、中期目標を 2040 年度（令和 22 年度）、長期目標を 2050 年（令和 32 年）とし、中長期的な取組の方向性を展望します。

(3) 推進主体

本プランの推進主体は、市民・事業者・行政の三者です。それぞれの役割に応じて地球温暖化対策に配慮した行動を実践するとともに、連携・協働により取組を推進していきます。

■各主体の役割



1-3 地球温暖化対策に関する動向

(1) 気候変動とは

地球が太陽から受け取ったエネルギーは、様々な形態を取りながら、大気圏・海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされ、最終的に、赤外放射として宇宙空間に戻され、ほぼ安定した地球のエネルギー収支が維持されています。こうしたエネルギーの流れに関与する地球全体のシステムは気候系と呼ばれ、この気候系の中にある大気の状態を「気候」といいます。

「気候変動」とは、数十年間という期間における大気の状態となる「気候」が移り変わることです。その要因の一つが化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化により、地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する「地球温暖化」です。

(2) 地球温暖化と気候変動

地球温暖化は単なる気温上昇にとどまらず、地球全体の気候システムに大きな影響を与えています。気温の上昇によって大気や海洋の流れが変化し、猛暑や集中豪雨、干ばつ、大型台風などの異常気象が増加しています。また、極地の氷が溶けて海面が上昇し、沿岸地域の浸水リスクも高まっています。こうした変化は自然環境や人間社会に深刻な影響を及ぼす気候変動を引き起こしています。

■ 21世紀末に予測される日本の気候変化

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※黄色は2℃上昇シナリオ、赤色は4℃上昇シナリオによる予測

年平均気温が約1.4℃/約4.5℃上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、冬日は減少する。

日本近海の平均海面水温が約1.13℃/約3.45℃上昇



世界平均よりも上昇幅は大きい。

降雪・積雪は減少

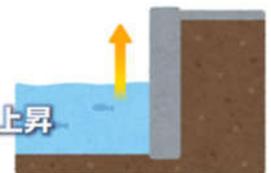
雪ではなく雨が降る。ただし大雪のリスクが低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は約12% (約13 mm) / 約27% (約28 mm) 増加。
50 mm/h以上の雨の頻度は約1.8倍/約3.0倍に増加。

沿岸の海面水位が約0.40m/約0.68m上昇



3月のオホーツク海海面氷面積は約32%/約78%減少



【参考】4℃上昇シナリオでは、21世紀末までには夏季に北極海の海氷がほとんど融解すると予測されている (IPCC, 2021)。



台風は強まる
台風に伴う雨は増加

日本周辺海域においても世界平均と同程度の速度で海洋酸性化が進行



資料：日本の気候変動 2025 ―大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書― (文部科学省・気象庁)

(3) 気候変動を巡る国際的な動向

パリ協定

2015年（平成27年）12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年（令和2年）以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効し、2020年（令和2年）に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「異常気象など気候変動による悪影響を最小限に抑えるために、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前から2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にする」ことなどを決定しました。これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することになり、1997年（平成9年）の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC 1.5℃特別報告書・IPCC 第6次評価報告書

気候変動枠組条約はIPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう要請しました。

2018年（平成30年）10月に開催されたIPCC第48回総会において承認・受諾された「1.5℃特別報告書」では、「世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと」、「現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがある」ことが示されました。

2023年（令和5年）3月に公表された「IPCC第6次評価報告書（AR6）統合報告書（SYR）」では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」、「継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、短期（2040年）のうちに1.5℃に達する」など、地球温暖化に関して厳しい見通しが示され、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、即時の温室効果ガス排出削減が求められています。

グラスゴー気候合意

2018年（平成30年）の「IPCC1.5℃特別報告書」を踏まえ、2050年（令和32年）までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、2021年（令和3年）10月、11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求していくことが盛り込まれ、2℃目標より高い1.5℃目標を明確に掲げることとなりました。1.5℃目標を達成するため、世界全体の二酸化炭素排出量を2030年（令和12年）までに2010年（平成22年）比で45%削減すること、今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

(4) 気候変動を巡る国内の動向

2050年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

2020年(令和2年)10月、日本は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、これを受け、2021年(令和3年)に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けるとともに、地域脱炭素化促進事業制度等が定められました。同年「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030年度に温室効果ガスの46%削減(2013年度比)」を目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられました。また、2024年(令和6年)の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジットの発行や地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められました。

地球温暖化対策計画の改定

2025年(令和7年)2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の目標として、2030年度(令和12年度)において2013年度(平成25年度)比で46%削減することを目指すことに加え、2035年度(令和17年度)、2040年度(令和22年度)において2013年度(平成25年度)比でそれぞれ60%、73%削減を目指すことが定められました。

主な施策としては、再エネや原子力などの脱炭素効果の高い電源の最大限の活用、工場等での先端設備への更新や中小企業の省エネ支援、高断熱窓や高効率給湯器のほか、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援、「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)※COOL CHOICEの後継取組」の推進などが示されています。

気候変動適応計画の改定

2018年(平成30年)11月に閣議決定された「気候変動適応計画」において、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することが定められ、2021年(令和3年)10月の改定では、分野別施策及び基盤的施策に関するKPI(達成指標)が設定、2023年(令和5年)5月の一部変更では、熱中症対策強化による気候変動適応法の改正を受け、熱中症対策実行計画の基本的事項が定められました。

第7次エネルギー基本計画の策定

2025年(令和7年)2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においては、エネルギー安全保障の強化、2040年(令和22年)を見据えた長期的な政策目標の設定、脱炭素と経済成長の両立などが示されており、エネルギー安定供給の確保に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、S+3E(安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性)の原則のもと、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性が定められています。

また、2040年(令和22年)におけるエネルギー需給の見通しとして、「徹底した省エネルギー」や「製造業の燃料転換」、「非化石エネルギーへの転換」を進めていくことが示され、野心的な見通しとして2040年(令和22年)における電源構成では、再生可能エネルギーの割合を2030年度(令和12年度)目標の36~38%から40~50%程度にし、さらに原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約6~7割を賄う方針が示されています。

(5) 気候変動を巡る神奈川県の変向

神奈川県環境基本計画の改定

基本目標を「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」として掲げ、2024年(令和6年)3月に改定を行い、「気候変動への対応」、「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」、「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」の4つの施策分野に、環境教育等を推進する「横断的な取組」を加えた5つの体系で構成しています。各施策分野の個別計画との整合性を図り、施策分野間の相互関係を重視し、経済・社会・環境のバランスの取れた社会の実現に向けて、環境の諸問題の統合的な解決を目指していくこととしています。

神奈川県地球温暖化対策計画の改定

2024年(令和6年)3月に改定された「神奈川県地球温暖化対策計画」において、中期目標として2030年度(令和12年度)までに温室効果ガス排出量50%削減(2013年度比)、2030年度(令和12年度)までに太陽光発電の200万kW以上導入等を掲げ、県庁の温室効果ガス削減目標として2030年度(令和12年度)までに70%削減(2013年度比)を掲げています。

■ 神奈川県地球温暖化対策計画における県の主な取組

 **産業・業務部門の主な取組**

- 大規模事業者の取組の「見える化」
- 中小規模事業者に対する相談体制の整備
- 中小企業に対する省エネルギー設備の導入等支援
- 大企業と県内中小企業等の連携による研究開発の取組支援
- ZEH¹⁾の普及

等

 **家庭部門の主な取組**

- ZEH²⁾の普及
- 既存住宅の省エネルギー改修の支援
- 事業者や地域と連携した環境配慮行動に対する取組の推進
- デコ活³⁾を活用した情報発信

等

 **運輸部門の主な取組**

- 電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)の導入支援
- EV普通充電設備の設置支援、水素ステーションの整備支援
- Maas⁴⁾の導入促進、エコドライブの促進

等

 **横断的な取組**

- 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
 - ・自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入に対する支援(事業者向け)
 - ・太陽光発電や蓄電池の導入支援(住宅用0円ソーラー・共同購入)
- 水素需要の創出と機運の醸成
 - ・FCVの導入や水素ステーションの整備に対する支援

等

 **県庁の率先実行**

- 県有施設の省エネルギー対策の徹底
 - ・照明を2027年度までに原則LED化
- 公用車へのEV・FCV等の導入推進
 - ・2028年度までに全て電動化(代替可能な車両がない場合を除く)
- 県有施設の再生可能エネルギーの活用
 - ・太陽光発電を2030年度までに50%、2040年度までに100%の導入(設置可能な施設のみ)

等

 **その他の取組**

- 資源循環の推進・廃棄物の適正処理の推進
- フロン類、メタン、一酸化二窒素の対策
- CO₂吸収源対策(森林・海洋)
- 脱炭素教育の推進

等

資料：神奈川県地球温暖化対策計画「概要版」(神奈川県)

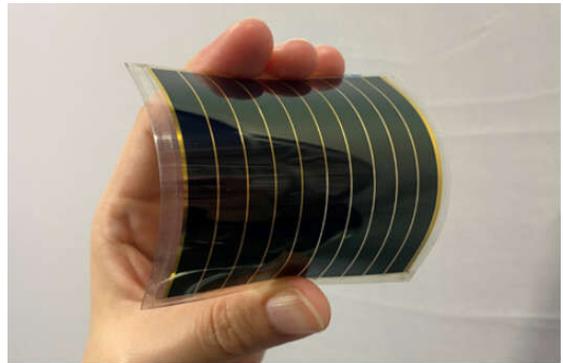
脱炭素の技術動向

2050年脱炭素社会の実現に向けて、化石燃料を代替する再生可能エネルギー、省エネ対策に関する技術革新等がより一層進んでいくことが予想されます。

事業性や社会性等の観点より現時点では導入・実施が困難な場合でも、技術開発に関する動向を常に注視し、積極的に本市の地域性に合った技術の導入に取り組んでいきます。

○ペロブスカイト太陽電池

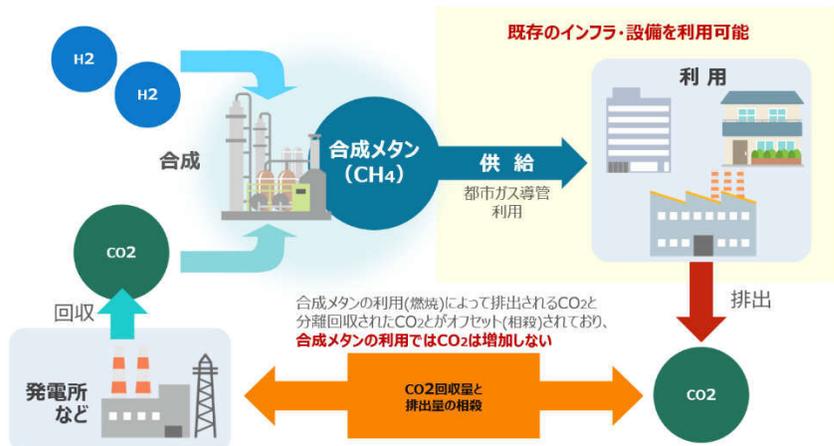
ペロブスカイト結晶構造（一般式： ABX_3 ）を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されています。



資料：神奈川県

○メタネーション

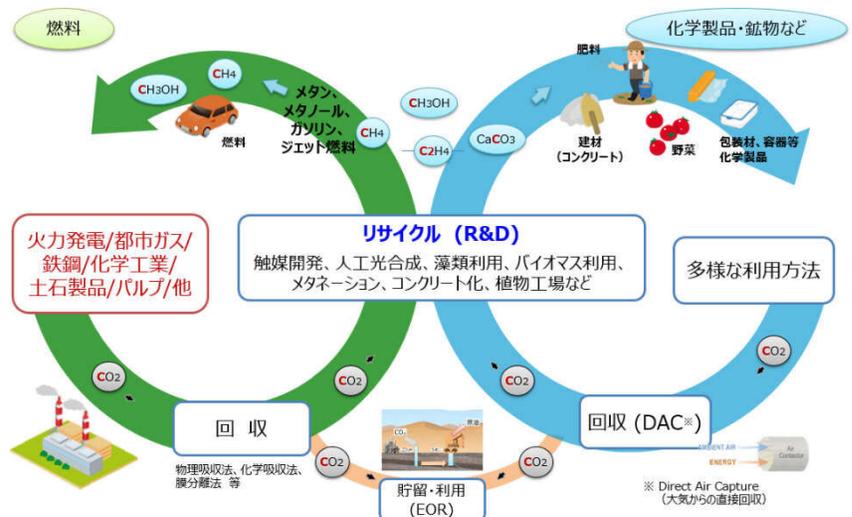
CO_2 と水素を合成しメタン（ CH_4 ）を製造する技術で、都市ガスの主原料となるメタンの燃焼によって排出される CO_2 を回収し、リサイクルされた CO_2 を使ってメタンを合成することにより、大気中の CO_2 の増加を抑えることができます。



資料：経済産業省

○DAC

Direct Air Capture の略称であり、吸着剤などを用いた工学的な手法で大気中の CO_2 を直接回収することによって、大気中の CO_2 を減少させる技術のことを言い、直接空気回収技術とも呼ばれています。



資料：経済産業省

1-4 気候変動を巡る本市の動向

(1) 本市域における温室効果ガス排出量

本市全域における 2013 年度（平成 25 年度）の温室効果ガス排出量は 2,807 千 t-CO₂ で、年々減少していますが、2021 年度（令和 3 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）にかけて増加しています。

産業部門、家庭部門及び運輸部門は、2021 年度（令和 3 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）にかけて増加しており、業務その他部門は、2021 年度（令和 3 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）にかけて減少しています。廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）と比較して温室効果ガス排出量が増加しています。

2022 年度（令和 4 年度）の温室効果ガス排出量は 2,409 千 t-CO₂ で、2013 年度（平成 25 年度）比で 14.2% 減となっています。

■ 温室効果ガス排出状況

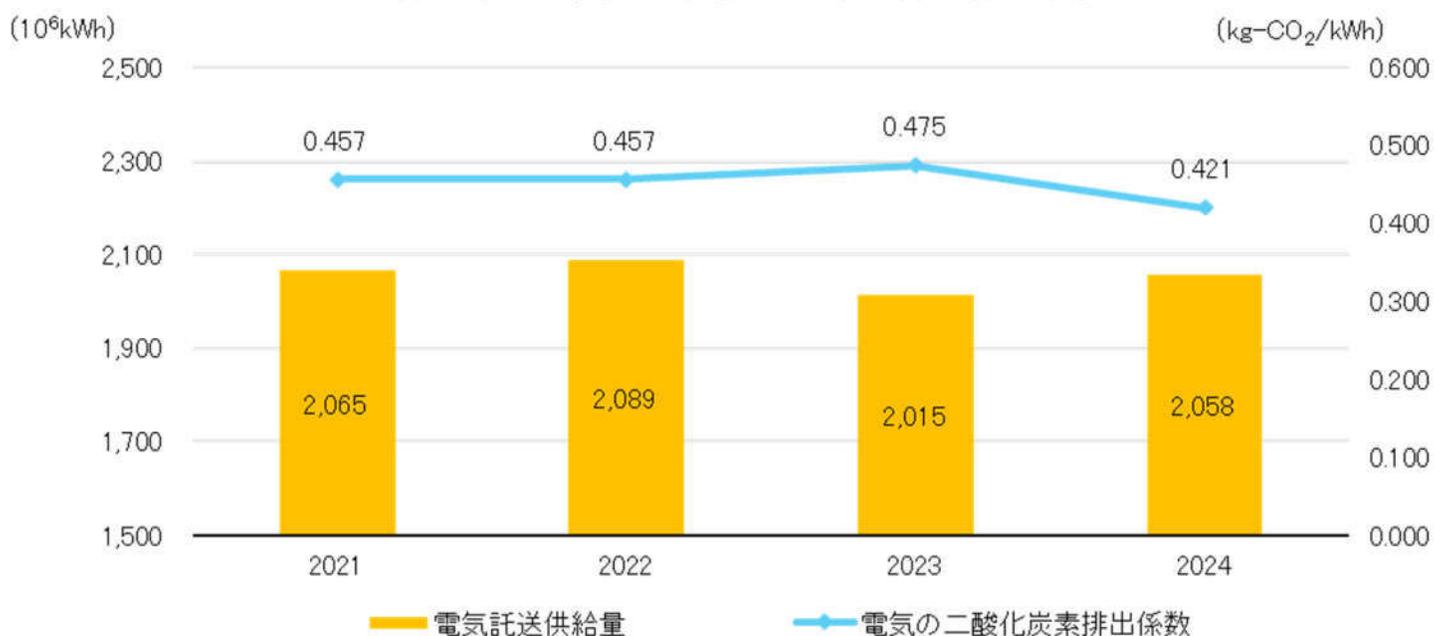
単位：千 t-CO₂

部門	2013 年度 (基準年度)	2022 年度		2030 年度 (目標年度)		
		排出量	基準年度比	排出量	基準年度比	
二酸化炭素	産業部門	943	870	-7.7%	526	-44.3%
	業務その他部門	835	610	-26.9%	371	-55.6%
	家庭部門	588	527	-10.4%	276	-53.1%
	運輸部門	404	356	-11.9%	307	-24.0%
	廃棄物部門	30	40	33.2%	36	19.7%
	小計	2,801	2,403	-14.2%	1,514	-45.8%
メタン		1	1	-4.9%	1	1.3%
一酸化二窒素		5	4	-5.0%	3	-37.4%
合計	2,807	2,409	-14.2%	1,520	-45.8%	

■ 二酸化炭素排出量 (CO₂) の推移



■ 市内の電気託送供給量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移



資料：東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

※2024年（令和6年）の係数検討会における排出係数の制度変更に伴い、2023年度（令和5年度）までは、非化石証書等の環境価値による排出量を調整する前の値。2024年度（令和6年度）は、非化石証書・グリーン電力証書・再生可能エネルギー由来のJ-クレジットの環境価値を反映し、排出量を調整した後の値を掲載しています。

温室効果ガス排出量の増減の要因

温室効果ガス排出量の増減の主な要因としては、以下のものが挙げられ、これら複数の要因が絡み合って増減します。

- ・天候（気温）
- ・人口・世帯の増減
- ・事業所の増減、経済活動の増減
- ・自動車保有台数、走行距離の増減
- ・ごみ排出量の増減
- ・日常生活や事業活動における生活家電、設備機器の増減
- ・日常生活や事業活動における省エネ活動・実践割合
- ・日常生活や事業活動における省エネ機器や再エネ機器、省エネ建築物の導入率
- ・生活家電や産業用機器、自動車などにおける省エネ化に向けた技術革新
- ・電力排出係数の増減

(2) 市民・事業者の意識調査結果の概要

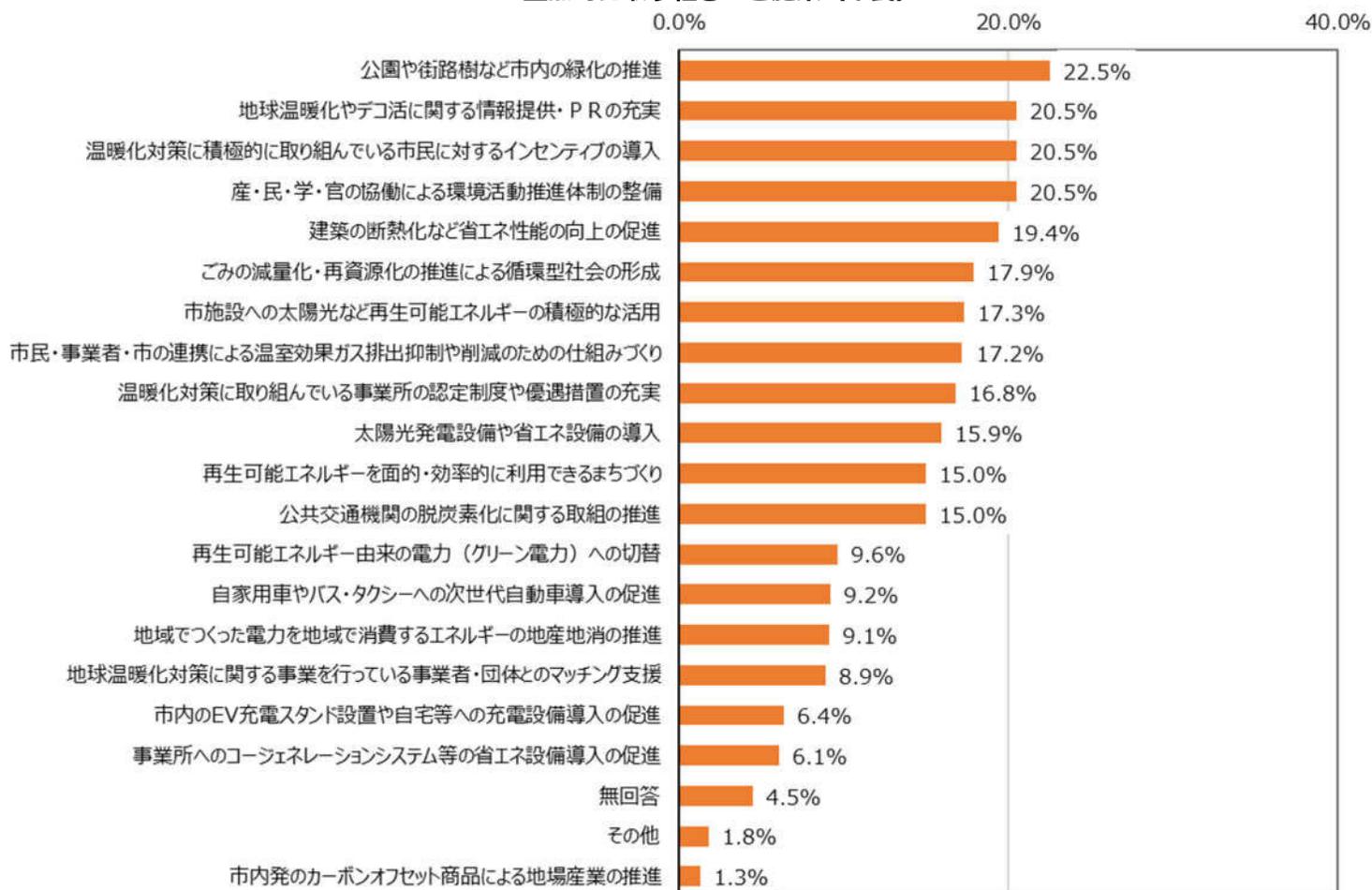
本プランの基礎調査として、市内在住の満 18 歳以上の 3,000 名（住民基本台帳から地区別及び年代別の人口比率に応じ、無作為抽出）及び市内の事業所 500 箇所（産業大分類事業所数の比率に応じ無作為抽出）を選出し、調査を実施しました。市民 984 名、事業者 157 箇所から回答をいただき、有効回収率は市民 32.6%、事業者 31.2%となっています。

以下では、重点施策の選定において特に重視した設問として、市が今後、重点的に取り組むべき事項に対する回答結果をまとめています。

重点的に取り組むべき施策

市が今後、重点的に取り組むべき事項について、市民の回答結果は「公園や街路樹など市内の緑化の推進（22.5%）」の回答が最も高く、次いで、「地球温暖化やデコ活に関する情報提供・PRの充実（20.5%）」「温暖化対策に積極的に取り組んでいる市民に対するインセンティブの導入（20.5%）」「産・民・学・官の協働による環境活動推進体制の整備（20.5%）」と続いており、いずれも 2 割を超え、緑化を通じたよりよい住環境の形成や、情報提供・推進体制の整備のように温暖化対策を推進するための基盤構築関連の取組みが期待されていることが分かりました。

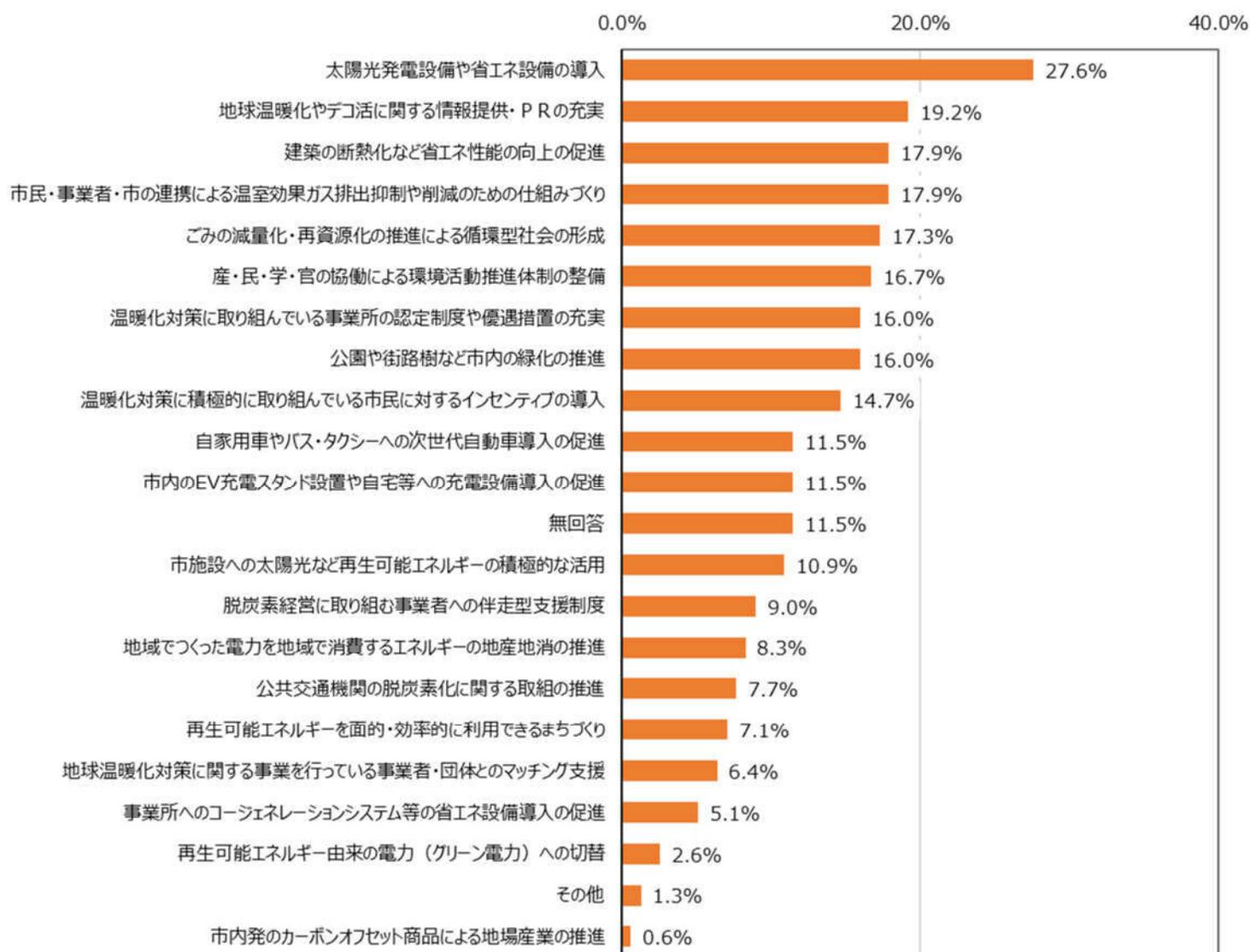
■ 重点的に取り組むべき施策（市民）



※重点的に取り組むべき事項について 3 つまで回答（n=979）

市が今後、重点的に取り組むべき事項について、市内事業者の回答結果は「太陽光発電設備や省エネ設備の導入（27.6%）」の回答が最も高く、次いで、「地球温暖化やデコ活に関する情報提供・PRの充実（19.2%）」「建築の断熱化など省エネ性能の向上の促進（17.9%）」「市民・事業者・市の連携による温室効果ガス排出抑制や削減のための仕組みづくり（17.9%）」と続いており、ハード（建物や設備）・ソフト（情報提供や連携体制構築）の両面での取組みが期待されていることが分かりました。

■重点的に取り組むべき施策（事業者）



※重点的に取り組むべき事項について3つまで回答（n=156）

(3) 藤沢市の地球温暖化対策の取組

本市では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策の取組を実施しています。

<現行計画（2022年度（令和4年度））以降に新規実施した主な地球温暖化対策の取組>

- 国の交付金である重点対策加速化事業に採択されたことに伴い、交付金を活用して補助内容を拡充（2024年度（令和6年度）～2028年度（令和10年度））
- 市民及び事業者の「脱炭素の自分事化」につなげることを目的とし、昨年の使用量と比較して節電に成功した参加者に景品の贈呈や表彰等を行う「ふじさわ省エネチャレンジ」を実施
- 神奈川県と連携した「暑さ表示板」の設置による熱中症予防の啓発や「ひと涼み処」事業など健康被害対策を推進
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止していたふじさわ環境フェアを2022年度（令和4年度）から再開し、子どもや家庭における脱炭素ライフスタイルの転換を促進
- 脱炭素の取組が進む本市の特定排出事業者へのアンケート実施
- 建築物再生可能エネルギー促進区域の指定（2025年度（令和7年度～））

(4) 地球温暖化対策の推進に向けての重点課題

- 本市の温室効果ガス排出量のうち産業部門が全体の36.1%、業務その他部門が全体の25.3%と事業所からの排出量が多くを占めており、目標年度に対する各部門の削減状況が芳しくない状況です。目標達成のためには、事業活動における主な地球温暖化対策として、設備機器や事業所建物の省エネ化、再生可能エネルギーの有効活用、石炭燃料や石油系燃料から天然ガスや電力への燃料転換、製造（生産）工程の脱炭素化等を積極的に促進することが必要です。
- 家庭部門の目標年度に対する進捗状況も芳しくないため、家庭の省エネルギー型の家電や空調・給湯設備の導入など脱炭素ライフスタイルへ転換していくとともに、断熱・遮熱に配慮した省エネ住宅の普及拡大、太陽光発電システムや蓄電池の導入等の取組を促進していくことが必要です。
- 一方で、本市の温室効果ガス排出量の算定方法は、全国及び神奈川県の統計データを元に算定しており、本市の独自の取組が反映しづらい課題があるため、削減率とは別に本市の市民・事業者の取組が見える化できるような指標が必要と見えます。

藤沢市役所の取組

藤沢市役所では、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、市内の一事業者として下記のような率先取組をはじめとした市役所の事務事業における脱炭素化を推進しています。こうした脱炭素化推進の取組を「ふじさわエコ日和」等の活用を通じて、市民や事業者へ普及啓発していくことにより、地球温暖化対策の地域への波及を目指していきます。

○藤沢市役所における主な地球温暖化対策の率先取組

- ・公共施設へのPPAスキームを活用した太陽光発電システムの導入
- ・カーボンニュートラル都市ガスの供給開始
- ・市内の道路及び公園へのESCO事業を活用したLED照明の導入
- ・北部環境事務所の焼却過程の熱を利用した電力を市内公共施設へ供給拡大